

標津町強靱化計画



令和3年4月

標 津 町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	標津町強靱化の基本的考え方	
1	標津町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	標津町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	推進事業の設定	22
	【標津町強靱化のための施策プログラム一覧】	23
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	36
2	計画の推進方法	36
【別表】	標津町強靱化のための推進事業一覧	37

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、標津町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

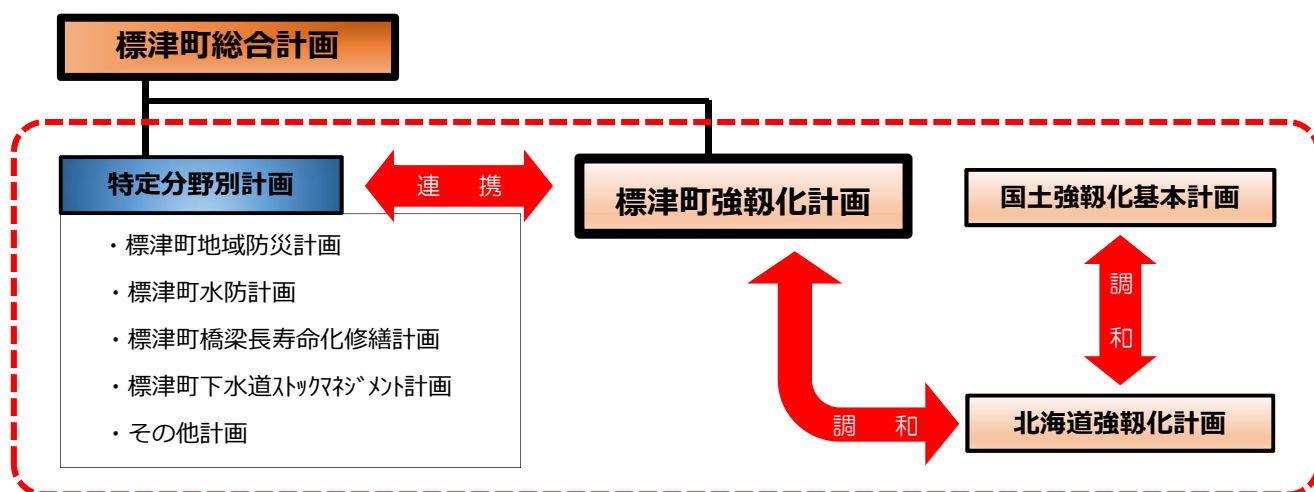
この間、標津町においても、東日本大震災やH28豪雨災害等の教訓を踏まえ、「標津町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、標津町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、標津町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「標津町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、標津町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 標津町強靱化の基本的考え方

1 標津町強靱化の目標

標津町強靱化の意義は、大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

標津町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、標津町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを標津町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

標津町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から住民の生命・財産と社会経済機能を守る
- (2) 国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内各自治体・民間との連携の推進
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と、迅速な復旧復興体制の確立

2 本計画の対象とするリスク

標津町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「住民の生命・財産と標津町の社会経済システムを守る」という観点から、標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、標津町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や被害想定など、災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2－1 標津町における主な自然災害リスク

（１）地震

- 十勝沖におけるプレート間巨大地震（M8.0～M8.6程度）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 根室沖におけるプレート間巨大地震（M7.5～M8.5程度）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 色丹島及び択捉島沖におけるプレート間巨大地震（M7.7～M8.5前後）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 十勝沖～択捉島沖における海溝寄りのプレート間地震（Mt8.0程度）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 十勝沖～択捉島沖における超巨大地震（M8.8以上）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 太平洋沖の沈み込むプレート内のやや深い地震（M7.8程度）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 太平洋沖の沈み込むプレート内のやや浅い地震（M8.4前後）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 太平洋沖の海溝軸より外側における沈み込むプレート内の地震（M8.2前後）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）
- 標津断層帯における内陸直下型地震（M7.7程度以上）
（H29 地震調査研究推進本部長期評価）

（２）津波

- 町内沿岸における最大の波高 2.8m
（H24 津波浸水予測図作成業務報告書：北海道総務部危機対策局危機対策課）

(3) 火山噴火

- 本町中心部から 100km 圏内に分布する雌阿寒岳、雄阿寒岳、アトサヌプリ、摩周、天頂山、羅臼岳、知床硫黄山、泊山、羅臼山の計 9 つの活火山の噴火。
- 本町の地層内には 100km 圏内より遠い駒ヶ岳や樽前山、さらには北朝鮮国内の白頭山の噴出物も確認できる。規模の大きな噴火が発生した場合、1000km 以上離れている火山でも、風向きによっては住民生活や産業活動に影響が発生する可能性があるため、これらの大規模噴火にも留意する必要がある。

(4) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 本町の北端部は広く南東斜面が広がり地形性の降雨が発生しやすい。
- 台風や低気圧と前線による先行降雨により大雨となりやすい。
※太平洋から勢力を保ったまま台風や低気圧が北上し、本町周辺に達する、または本町周辺で停滞し、前線による先行降雨と重なって大雨となることがしばしば認められる。実際に、平成 28 年 8 月は平年の 5 倍以上の降雨があり、標津川の水位が氾濫危険水位に達することが 2 回発生した。

(5) 豪雪／暴風雪

- 初冬季や晩冬季には低気圧が北海道の南岸を通過し、その後本町の近くで最盛期を迎えることが多いため、大雪と、それが風に巻き上げられることによる暴風雪が頻繁に発生する。
※平成 26 年度には、低気圧の影響による大雪と暴風雪が 1 シーズンに 10 回近く発生し、住民生活や産業活動に様々な影響をもたらした。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3 程度、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 以上、30 年以内に 70～80%
- 被害想定 …… 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

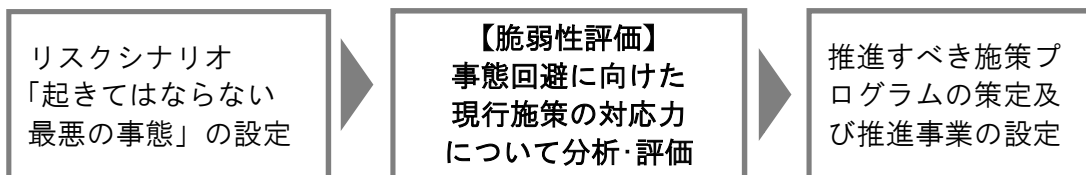
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

標津町としても、本計画に掲げる標津町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた標津町の対応力についても、併せて評価。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など標津町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、標津町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う都市機能の麻痺
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 電力・燃料等エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約6割(H30)と全国水準より低く、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。民間の大規模建築物などについては、耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校の耐震化は完了しているものの、社会福祉施設や体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「標津町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町内の公営住宅の建替えについては、「標津町住生活基本計画」、「標津町公営住宅等長寿命化計画」に沿って順次実施する必要がある。
- 建築物の倒壊防止の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 現在、全ての市町村において避難場所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定について、洪水浸水想定区域外の施設の指定に関しても検討を推進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、改修などが行われているが、引き続き実情に応じた施設整備を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	63.0% (H31.2)	*全国	約79% (H20)
・公立小中学校の耐震化率	100% (H31.2)	*全国	約93% (H26)
・社会福祉施設の耐震化率	80% (H31.2)	*全国	約86% (H25)
・体育施設の耐震化率	63.6% (H31.2)	*全国	約73% (H24)
・指定緊急避難場所の指定状況	10箇所		
・指定避難所の指定状況	29箇所		
・福祉避難所の指定状況	2箇所		

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 本町中心部から100km圏内に雌阿寒岳、雄阿寒岳、アトサヌプリ、摩周、天頂山、羅臼岳、知床硫黄山、泊山、羅臼山の計9つの活火山が分布しているため、火山活動等の情報を積極的に収集する必要がある。
- 土砂災害警戒区域の指定状況は、町内に1箇所存在し警戒区域内に住民2名が居住しているほか、警戒区域内に分布する作業小屋に出入りする可能性がある方も複数いるため、周知を徹底し、大雨時には連絡を密にする必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害警戒区域指定数	1箇所 (R2)
・土砂災害の保全対象となる人家戸数	1戸 (R2)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 北海道で独自に作成した最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を元に平成24年度にハザードマップを作成し全戸配布したが、今後津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水予測が公表され次第、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。また、ハザードマップも最新の実情に合わせ、紙媒体のみならずWebでも閲覧できるものを整備する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、町内における海拔表示看板を平成24年度に整備したが、その後国土地理院による詳細な標高データが公開され、大きく表示と乖離がある箇所に関しては案内看板を見直す必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多く、また今後、こうした老朽化施設の急増が見込まれることから、必要箇所の長寿命化等の取組を管理者に適宜要望する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・ 津波ハザードマップの作成（紙媒体） | 全戸配布済み（H24） |
| ・ “ ” （Web） | 未作成 |

1-4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成と危機管理型水位計の設置）

- 北海道が平成30年4月に公開した考えうる最大の降雨を想定した標津川浸水想定区域図に基づき、紙媒体とWeb形式の洪水ハザードマップを作成し、運用を開始した（H31.4）。今後、ハザードマップを活用した防災訓練の実施や、防災教育の充実を図る必要がある。
- 北海道が管理する忠類川に関しても、平成30年3月に簡易的な手法を用いた浸水想定区域図を示した。
- 町管理河川では浸水想定区域図を作成していないため、沿川に居住者が多い河川を優先的に、浸水想定区域図を作成する必要がある。
- 内水ハザードマップに関しては未作成であるが、融雪による排水のオーバーフローなど、内水氾濫現象が実際に発生しているため、今後、内水ハザードマップを作成する必要がある。
- 河川の現況水位を周知するため、必要な河川・箇所に機器管理型水位計を設置する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、市町村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であるため今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 集中豪雨や急激な融雪による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や排水路の適正配置、放水路の設置など下水道施設の整備を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽施設の補修や適切な維持管理、また施設管理者への適宜要望などを行う必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | |
|---------------------------|-------------|----------------------|
| ・ 洪水ハザードマップの作成（標津川、紙、WEB） | 作成済み（H31.4） | ※紙は全戸配布済み、WEBは運用開始済み |
| ・ “ ” （標津川以外、紙、WEB） | 未作成 | |
| ・ 内水ハザードマップの作成 | 未作成 | |
| ・ 危機管理型水位計の設置 | 1箇所（R1） | |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（防雪施設の整備）

- 町道においては道路気象観測に基づき必要な箇所に優先順位をつけ防雪柵を整備しており、今後も継続して整備する必要がある。また、各道路管理者（国、道）に対しては、危険箇所に対し、防雪柵や雪崩防止対策工の整備を適宜要望する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 町道除雪に関しては、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各除雪業者における除雪に従事する人員の確保、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題解決のため、先進技術の導入等あらゆる手法を検討することが重要である。

（気象情報の把握）

- 暴風雪時の車両スタックのリスク軽減のため、荒天が想定される場合には道路管理者へ気象情報の提供を行っており、早期に通行止めなどの対応をとることができる環境となっているが、一般の道路利用者への情報提供体制に課題がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町道川北西3号 防雪柵設置延長 0.644km (R1)
- ・ 気象情報の提供 関係者のみ

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季の含めた帰宅困難者対策）

- 暴風雪による視程不良や大規模な吹き溜まりの発生による車両運転困難により、多数の帰宅困難者が発生することに備え、一時待避所の確保とその周知・啓発など、帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ ポータブルストーブの備蓄 40台 (R1)
- ・ 毛布の備蓄 1,300枚 (R1)
- ・ 銀マットの備蓄 278枚 (R1)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係機関の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、北海道により関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後とも被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、効果的な運用を行う必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後とも迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等によりシステム運用方法の習熟・継承を図る必要がある。
- 防災関係各機関に対し必要があればリエゾンを要請し、内容の濃いタイムリーな情報の共有を図る。

（自主防災組織の育成指導）

- 自主防災組織として町内会が機能しており、38 町内会中 36 町内会の参画を得ている。

（住民等への伝達体制の強化）

- 本町の地域防災計画では避難情報の発令基準を明文化しているが、気象庁からの防災情報の見直しなど実状に合わせ適宜発令基準を見直す。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や緊急速報メールなど整備済みのシステムを維持するとともに、「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に Wi-Fi を整備するなど、災害情報提供手段の複数化を図る必要がある。
- 災害情報を取得するための主な手段であるインターネット、テレビ、ラジオについて、難聴対策や通信速度・容量の不足解消を進める必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客や外国人実習生の安全・安心を確保するためにも、伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成、名簿管理のシステム化、避難者ごとの個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、高等学校、研究機関、大学などの関係機関と連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、住民の防災への知識・意識の向上を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災授業をメニュー化し小中学校の児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、高等学校とも連携し、育成した担い手による実践的な防災授業の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても情報伝達が可能となるよう、導入済みの衛星携帯電話の維持と、子機同士で通信可能な通信機器の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 自主防災組織数	36 町内会 (R1)
・ 防災行政無線通信施設整備状況（固定系）	デジタル化済み (H24)
〃（移動系）	IP 無線へ移行 10 台 (R1)
・ 衛星携帯電話整備状況	2 台 (R1)
・ 小中学校での防災教育実施状況	のべ 6 回 (R1)
・ 標津高校生による出前授業の実施	未実施 (R1)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、管内市町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 20件（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 防災関係機関で構成する「標津町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害時に備え、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員など、体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- デジタル化した消防救急無線の保守を行い、機能維持に努める必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 総合防災訓練の実施件数 3年に1回（直近R1.10）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（DMAT、医療支援チームによる医療支援）

- 災害時の医療確保のため、DMAT の機能強化に向け、実災害を想定した定期的な関係強化が必要である。

（病院の機能強化）

- 本町の災害対策本部の医療班である標津町国民健康保険標津病院では、自家発電設備は備えているものの、機材の導入により供給できる電力では不足することが考えられるため、最新の装備に対応した発電能力の増強を行う必要がある。また医療資機材の整備、耐震改修など、所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体に協力を要請し、福祉避難所等への対応人員確保を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・ 病院における発電機用燃料備蓄の状況 | タンク容量 10,000ℓ（R1） |
| ・ 町内の福祉避難所指定状況 | 2 箇所（50 名） |

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画や職員初動マニュアルの中で規定しているが、今後、訓練や実働時の検証などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応、避難施設など防災拠点としての業務を継続するため、行政施設の耐震化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 本町では、業務継続計画を作成しているが、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

(ICT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、本町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要機器を2階に移設するなどの取組を進める必要がある。
- 本町の業務遂行の重要な手段として利用されている IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を促進する必要がある。

(道外自治体との広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、全国知事会による応援協定を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、都道府県相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

(行政情報等のバックアップ体制の整備)

- 本町は、全国トップクラスの冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した環境を有しており、こうした立地環境の優位性を活かし、政府や自治体が所有する行政情報のバックアップ先としての機能が担えるよう企業誘致等の取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 | 50.0% (R1) |
| ・ 業務継続計画 | 業務に関するもの (H30 策定)、ICT に関するもの (未策定) |

(4) ライフラインの確保

4-1 電力・燃料等エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを考慮すると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(自然エネルギー資源の活用)

- 本町における化石燃料に頼らないエネルギー供給を推進するため、特に本町に豊富に存在する地熱や雪氷熱、バイオマスエネルギーの取り出し方法や活用方法の研究を推進し、事業化に向けた取り組みを促進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 本町では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定を締結しており、また経産局主導でエネルギー供給の「根室モデル」を構築している。これらが災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時燃料供給の協定 2 件 (R1)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料生産体制の維持)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から原料を安定して確保し、販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を維持していくことが重要である。
そのためには、農水産資源の安定確保に向けた調査・研究・増産技術開発、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(農水産物の備蓄の推進)

- 災害時にはサプライチェーンの寸断により食料の供給が課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した農水産物の長期貯蔵など、食料の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 産業担い手確保対策 出合いサポート事業の実施 (H27～)
- ・ 雪氷熱を利用した長期貯蔵研究 着手 (H30～)
- ・ 陸揚岸壁の耐震化 標津漁港岸壁の一部耐震化済み

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策について対策が必要である。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要を考慮した施設の適正な維持管理や施設の計画的な更新など老朽化対策を推進することが必要である。

（水道施設等の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るとともに、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、給水タンク等の備品確保等の水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化などの地震対策について、着実な実施が求められる。また、今後増大してくる老朽化施設の長寿命化・改築更新等の実施と併せて、人口変動に伴う流入水量等の影響を考慮した効率的かつ効果的な処理方式・施設利用方法の検討も含め、計画的に進めていく必要がある。また、既存の雨水排水計画についても、近年全国で多発している記録的豪雨（ゲリラ豪雨）や降雨量増を勘案し、現況に即した計画の見直しと排水管路整備を推進する必要がある。
- 浄化槽について、大規模自然災害時の生活排水の流出防止のため、老朽化した単独浄化槽・汲み取りから合併浄化槽への設置替えを一層推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ・地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率 | 下水処理場は耐震診断を約 90%完了 |
| ・下水道施設のストックマネジメント計画（旧長寿命化計画） | 策定 H29. |
| ・雨水計画見直しに係る現況調査 | 事業計画面積 156.7ha／全体面積 177.1ha |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、海岸浸食による法肩の不安定箇所への対策工事を計画的に実施するよう働きかける。また、災害発生の履歴がある法面については、抜本的な対策を促進する必要がある。
- 町道への防雪柵設置を、気象観測結果に基づいて計画的に実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、計画的な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 凍上被害が著しく、車両の通行に支障をきたしている道路については、現状を見極めながら道路改良を含めた適切な維持管理を推進する必要がある。

（道路気象情報の提供対策）

- 暴風雪による視程不良や吹き溜まりの発生により多くの車両がスタックした場合、除雪車の走行が阻害され長期間にわたる交通網の機能停止が発生するおそれがあるため、全てのドライバーに道路気象情報を提供できるようなシステムの構築を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・防雪柵設置延長 | 0.644km (R1) |
| ・道路気象情報の提供状況 | 行政職員の一部のみ公開中 (R1) |
| ・橋梁修繕（大草原橋外） | 11 橋 (R1) |
| ・町道整備延長（古多糠基線外） | 7.5km (R1) |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、本町へのオフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- データセンターやIT企業の地方への立地・移転などのリスク分散が重要になっており、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した北海道、特に本町を含む東部の地理的特性を活かし、データセンター等の立地に向けた取組を強化する必要がある。また、データセンターの集積には、安定的かつ大容量な高速専用回線が必要不可欠であり、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境を確保する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ IT企業立地件数 0件 (R1)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾・漁港の機能強化)

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を標津漁港が担うためには、平時より、ターミナル機能の強化や港口、航路及び泊地の水深確保のための浚渫などが必要であり、道内の港湾・漁港の機能強化・維持を促進することが必要である。
- 大災害に備えた港湾・漁港の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備が求められる。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 耐震岸壁数 1箇所（標津漁港内）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町では面積の約 68%を占める森林面積を有しており、大災害等に起因する本道の森林の荒廃は、様々な面で国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や流木の大量発生など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保安全管理)

- 農地は流出係数が比較的高く、大雨時には少しの起伏でも水が集まり思わぬ水害の原因となることがある。このため、農地やその周辺施設の適正な保安全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 本町の森林面積 42,576ha (R1)
- ・ 本町の農地面積 11,378ha (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「標津町災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と処理の実働側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(災害廃棄物の着実な処理)

- 廃棄物の処理にあたり、根室北部衛生組合の構成自治体のうち標津町及び羅臼町で共同利用している現施設の使用年限が間近であることから、着実な施設の新設が必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|--------|
| ・ 標津町災害廃棄物処理計画 | 未策定 |
| ・ 一般廃棄物最終処分場の年限 | 令和4年度末 |

7-2 復旧・復興等を担う人材・機材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 道と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、道内の建設業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は1割弱（H25）と全国と比べても低い水準にあり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、北海道では一定の規模以上の道内市町村との連絡会議を設置し、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練など行っているところである。

(復旧に必要な機材の整備と更新)

- 復旧活動に資する備蓄機材について、整備更新を推進する。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ 建設事業者との防災協定 | 標津建設業協会（H18.6締結） |
|---------------|------------------|

第4章 標津町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、標津町における強靱化施策の取組方針を示す「標津町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、標津町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【標津町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「標津町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- 社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、耐震化を促進する。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、「標津町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 老朽化した民間建築物や空き家に関しては、コワーキングスペース化等の制度を活用し、倒壊・老朽化防止を図る。

（避難場所等の指定・整備）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所を指定する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難場所へ通じる道路について、必要な整備を実施する。

《指 標》

住宅の耐震化率	63.0% (H31.2)	⇒	75.0% (R11)
社会福祉施設の耐震化率	80.0% (H31.2)	⇒	95.0% (R11)
体育施設の耐震化率	63.6% (H31.2)	⇒	75.0% (R11)
公立小中学校の耐震化率	100 % (H31.2)		
指定緊急避難場所の指定	10 箇所	⇒	現状値を確保 (R7)
指定避難所の指定	29 箇所	⇒	現状値を確保 (R7)
福祉避難所の指定	50 名分 (2 箇所)	⇒	150 名分 (目標)

1-4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成と危機管理型水位計の設置）

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、道管理河川に関しては河川管理者による見直しを適時に受理し、また町管理河川に関しては必要に応じて洪水シミュレーションを実施し、必要に応じて洪水ハザードマップの作成及び変更を適宜実施する。
- 内水ハザードマップに関しては、現況排水能力調査やシミュレーション等を実施し、ハザードマップ作成を推進する。
- 洪水、内水ともに地理に不案内な旅行者や、紙媒体の地図に不慣れな世代を対象としたWeb版のハザードマップ作成も紙媒体ハザードマップ作製と並行して推進する。
- 河川水位の現況を周知するため、必要箇所への危機管理型水位計の設置を推進する。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、河口付近の浚渫、築堤、放水路の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した検討・整備を推進する。
- 市街地における低標高部等の浸水被害軽減のため現況を調査・把握するとともに、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、可搬式排水ポンプなどの整備・修繕を推進する。

《指 標》

洪水ハザードマップ（標津川、紙、WEB）	作成済み（H31）
洪水ハザードマップ（標津川以外、紙、WEB）	未作成 ⇒ 作成（R3以降）
内水ハザードマップ（紙、WEB）	未作成 ⇒ 作成（R2以降）
危機管理型水位計	1箇所 ⇒ 2箇所（R3以降）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 道路気象観測を基にした要対策箇所について、対策工を重点的に整備するとともに、新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。

- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

（気象情報の把握）

- 暴風雪時の車両スタックのリスクを減らすため、道路管理者、道路利用者双方が気象情報の収集に努めるとともに、本町独自の情報を提供できる体制を整備することを推進する。

《指 標》

町道川北西3号 防雪柵整備延長 0.644km (R1) ⇒ 2.6km (目標)
気象情報の提供 関係者間のみ (R1) ⇒ 一般共用 (R2以降)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時における帰宅困難者対策として、防災行政無線を主体とした複数の媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、商工会との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。

《指 標》

インバーター式発電機の備蓄 4台 (R1) ⇒ 6台 (R7)
毛布の備蓄 1,300枚 (R1) ⇒ 2,000枚 (R7)
銀マットの備蓄 278枚 (R1) ⇒ 1,000枚 (R7)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ、雨量計・水位計のデータを関係機関がリアルタイムで共有できるよう、老朽機器の更新や必要箇所への整備を推進する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的なメンテナンスの受け入れ、衛星携帯電話の整備を推進する。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を適宜見直す。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な同報系防災行政無線の維持管理を行うとともに、Ｌアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 災害時にも使用できるＷｉ－Ｆｉ環境を避難施設や避難場所を中心に整備する。

（自主防災組織の育成指導）

- 自主防災組織として町内会が機能しているが、協力を得られているのが３８町内会中３６町内会となっているため、全町的な整備を目指して残りの２町内会へ継続して防災組織設置依頼を実施する。

（住民等への伝達体制の強化）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識やハザードマップの英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、データのデジタル化、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

（防災教育の推進）

- 標津高校における防災活動のサポートを通じて、地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 各種教材や多様な媒体を活用する、また各種教材を開発するなどしながら、町の専門職員やボランティアによる防災教育活動を推進する。また、大学、研究機関、ＮＰＯなどのノウハウ等を活かすため連携して防災教育活動を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育に特に力を入れて推進する。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話、携帯電話などの有線系統の通信不通時においても情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話の維持と子機同士で通信可能な機器整備を進める。

《指 標》

自主防災組織	36 町内会（R1） ⇒ 38 町内会（R7）
防災行政無線設備整備（固定系）	デジタル化済み（H24） ⇒ 維持
〃（移動系）	IP 無線 10 台（R1） ⇒ 20 台（R7）
衛星携帯電話の整備状況	2 台（R1） ⇒ 維持
小中学校での防災訓練の実施	のべ 6 回（R1） ⇒ 継続して実施
標津高校生による出前授業の実施	未実施（R1） ⇒ 年 1 回以上

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の締結・見直しを適宜実施する。
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を推進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、「根室地域防災備蓄整備方針」や本町の「防災備蓄の考え方」に基づき備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- 支援制度の活用などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を推進する。

《指 標》

防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 20 件（R1）⇒ 25 件（R7）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練を通じ、航空機運航に関する安全の確保、航空機を保有する関係機関の相互連携を強化する。

- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図る。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。

《指 標》

防災総合訓練の実施 3年に1回（直近R1）⇒ 継続して実施

2－3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（被災時の医療支援体制の強化）

- DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。
- 病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備・更新を推進する。

（災害時における福祉的支援）

- 社会福祉協議会と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材が派遣される「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡充など福祉的対応に係る人的支援を強化する。
- 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

病院における自家発電用燃料備蓄 タンク容量 10kℓ（R1） ⇒ 維持
町内の福祉避難所指定 2箇所（R1） ⇒ 維持

3. 行政機能の確保

3－1 道内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 道の業務継続計画に規定している災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、職員初動マニュアルに明記し、必要に応じて見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- 本町における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、消防署等、行政施設の耐震化を推進する。

（行政の業務継続体制の整備）

- 本町の業務継続計画に基づき、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT部門の業務継続計画を作成し、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など情報システムの機能維持のための取組を推進する。

（広域応援・受援体制の整備）

- 道内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

《指 標》

災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率	50.0% (R1)	⇒	100% (R7)
業務継続計画の整備	業務に関するもの（策定済み）		
	ICTに関するもの（未策定）⇒ R2以降策定		

4. ライフラインの確保

4-1 電力・燃料等エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、地熱発電や温度差発電等のプロジェクトの導入などを推進する。

（電力供給の安定化）

- 道内における電力基盤の増強に向け、現在、国と民間により進められている大型蓄電池導入に係る実証事業に関し積極的に働きかけ、電力供給の安定化に向けた取組を推進する。
 - 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入を推進する。
- （多様なエネルギー資源の活用）**
- 水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。

（石油燃料供給の確保）

- 石油供給関連事業者本町の間で結ばれている協定や北海道経産局による「地域における災害時燃料供給体制の構築（根室モデル）」に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を行う。

《指 標》

災害時燃料供給の協定 2 件（R1） ⇒ 維持

4－2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設、非常用電源等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

（農水産業の体質強化）

- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

（原料資源の安定確保）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な原料資源を確保することが必要であることから、原料資源の安定確保のための調査・研究、畜産・増養殖技術の開発、疾病対策等を推進する。

（地場産品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

（道産農産物の産地備蓄の推進）

- 雪氷熱を活用した産地における農水産物の長期貯蔵など、平時における農水産物の安定供給に加え、大災害時においても農水産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

（食料品の流通体制の確保）

- 道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、業者間の相互応援体制の強化を図る。

《指 標》

雪氷熱を利用した長期貯蔵 実験プラントの作製（R2）⇒ 実験を継続
産業担い手対策（出会いサポートプロジェクト） H27より実施中 ⇒ 継続

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場、配水池など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要を考慮した施設の適正な維持管理や施設の計画的な更新などの老朽化対策を推進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水体制の確認並びに給水タンク等備品の確保など、応急給水体制の整備を促進する。

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時・停電時の下水処理能力確保のため、下水道ストックマネジメント計画等に基づく汚水・污泥処理設備や発電機、受変電設備など老朽・劣化が著しい下水道施設の改築更新に加えて、人口変動に伴う流入水量等の影響を考慮した効率的かつ効果的な処理方式・施設利用方法の検討も含め、計画的に耐震化・老朽化対策を実施する。また、既存の雨水排水計画についても、近年全国で多発している記録的豪雨（ゲリラ豪雨）や降雨量増を勘案し、現況に即した計画の見直しと排水管路整備を推進する。
- 災害時及び被災時における下水処理施設の機能維持に係る応急復旧体制の整備並びに避難所設営に要する備品・設備確保など、業務継続計画に基づいた危機管理体制の整備を推進する。
- 下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出する事を防止するため、老朽化した単独浄化槽・くみ取りから合併浄化槽への設置替えを推進する。

《指 標》

標津町内下水処理場 耐震診断実施率 約 90%

⇒ 全施設診断後、耐震化施工の実施を目標

下水道施設のストックマネジメント計画 策定 H29. 3

雨水計画見直しに係る現況調査 事業計画 156. 7ha／全体計画 177. 1ha

4－4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（道路施設の防災対策等）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、海岸浸食による法肩の不安定箇所への対策工事を計画的に実施するよう働きかける。また、災害発生履歴がある法面については、抜本的な対策を促進する。
- 町道への防雪柵設置を、気象観測結果に基づいて計画的に実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を推進する。
- 凍上被害が著しく、車両の通行に支障をきたしている道路については、現状を見極めながら道路改良を含めた適切な維持管理を推進する。

《指 標》

防雪柵設置延長（川北西 3 号） 0. 644km ⇒ 2. 6km (R6)

橋梁修繕（大草原橋外） 11 橋 ⇒ 16 橋 (R4)

町道整備延長（古多糠基線外） 7. 5km ⇒ 20. 6km (R11)

5. 経済活動の機能維持

5－1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進する。
- 北海道東部の冷涼な気候を活かし、データセンターや IT 企業のサテライトオフィス、テレワーク拠点等の本町への立地を促進する。

（情報通信インフラの整備）

- データセンターや IT 企業のサテライトオフィス等の誘致に必要な高速通信の全町への普及を目指して整備を促進する。

（企業の業務継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

（被災企業等への金融支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、商工会等と協力して被災企業への支援を推進する。

5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下

（港湾・漁港の機能維持と強化）

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾・漁港の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾・漁港施設の整備を推進するとともに、液状化対策、港口、航路及び泊地の水深確保、老朽化対策を促進する。
- 標津漁港における業務継続計画の策定を促進するとともに、災害時における港湾・漁港間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《指 標》

標津漁港港口

巡視船でしおが入港できるよう実施する（R12）

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、処理事業者の協力を得ながら、標津町災害廃棄物処理計画の早期の策定を推進する。

（災害廃棄物の処理施設の確保）

- 災害廃棄物の着実な処理のため、使用年限が間近に迫っている一般廃棄物最終処分場の更新について進める。

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

《指 標》

標津町災害廃棄物処理計画の策定	未策定（R1）⇒	策定予定（R2以降）
一般廃棄物最終処分場の更新	使用年限（R4）⇒	新設供用（R5）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路啓開、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

（復旧に必要な機材の整備と更新）

- 復旧活動に資する備蓄機材について、整備更新を推進する。

《指 標》

建設事業者との防災協定	標津建設業協会（H18.6締結） ⇒ 定期的な内容確認の継続
-------------	-----------------------------------

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、標津町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、標津町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 標津町強靱化のための推進事業一覧

所管部署	事業名
総務課	標津町役場庁舎耐震等改修事業
住民生活課	緊急防災対策事業
	雪氷熱利用備蓄倉庫検討事業
	防災用品備蓄倉庫整備事業
	防災用備蓄品購入事業
	標津町防災行政無線更新整備事業
	災害対策本部経費
	防災頭巾整備事業
	講演会開催経費
	危機管理型水位計設置事業
	標津町洪水氾濫危険区域図作成業務
	要支援者台帳システム整備事業
	標津川洪水タイムライン検討作成事業
	循環型防災教育推進事業
	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）
企画政策課	地熱開発促進調査事業
農林課	標津町結婚活動等支援事業
水産課	標津漁港修築事業負担金
建設水道課	社会資本整備総合交付金事業（古多糠基線外）
	町道整備促進事業（古多糠基線外）
	農業基盤整備促進事業
	河川整備緊急特別対策事業
	公営住宅計画修繕事業
	既存公営住宅等除却（効果促進）事業
	公営住宅等ストック総合改善事業
	住宅耐震改修事業
	水道管路台帳構築事業（簡易水道）
	水道計装設備改築更新事業（簡易水道）
	薫別地区水道連絡管整備事業（簡易水道）
	災害用備蓄品等購入事業（簡易水道）
	社会資本整備総合交付金事業（特環下水）
	防災・安全交付金事業（特環下水）
	循環型社会形成推進交付金／公共浄化槽等整備推進事業（合併浄化槽）
教育委員会	教育委員会施設整備計画事業

一標津町強靱化計画一

発行・編集／標津町

〒086-1632

北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

TEL／(0153)82-2131

FAX／(0153)82-3011

令和3年4月
